

議案第百七号

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号」を「法第二十七条の二第一項各号」に改める。

（港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第二条 港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和二年港区条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）」に改める。

（港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

（港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「又は市町村（以下「区市町村」という。）」を「、市町村」に改める。

第二十五条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第二十八条第二項におい

て準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号」に改める。

第五十三条第六項中「「行わない」と」の下に「、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」とを、「第五項中」の下に「「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「を加える。

（港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号の変更等をするため、本案を提出いたします。